



2020年11月6日

各位

会社名 株式会社 マクアケ  
代表者名 代表取締役社長 中山 亮太郎  
(コード番号：4479)

問い合わせ先 執行役員  
経営管理本部長 田村 祐樹  
TEL. 03-6328-4038

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年12月10日開催予定の第8期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同株主総会において移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することといたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、コーポレートガバナンスを一層充実させることに加えて、経営の透明性及び効率性を高め機動的な意思決定を可能とすることを通じて、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。

##### (2) 移行の時期

2020年12月10日開催予定の第8期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴いまして、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催 2020 年 12 月 10 日 (木)

定款変更の効力発生日 2020 年 12 月 10 日 (木)

【別紙】

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条から第 3 条 (条文の記載省略)	第 1 条から第 3 条 (現行のとおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第 5 条から第 9 条 (条文の記載省略)	第 5 条から第 9 条 (現行のとおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> が定める。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> において定める株式取扱規程による。
第 12 条から第 18 条 (条文の記載省略)	第 12 条から第 18 条 (現行のとおり)
第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会	第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は 12 名以内とする。	第 19 条 当社の <u>監査等委員でない</u> 取締役は 12 名以内とする。
(新設)	2 <u>当社の監査等委員である</u> 取締役は 4 名以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 20 条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	第 20 条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(新設)

2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

第 23 条及び第 24 条 (条文の記載省略)

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで取締役会を開催することができる。

(新設)

第 26 条 (条文の記載省略)

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(新設)

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

3 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員で選任された監査等委員でない取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠で選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

第 23 条及び第 24 条 (現行のとおり)

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 (現行のとおり)

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行

(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 30 条 (現行のとおり)

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 32 条 (現行のとおり)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 29 条 (条文の記載省略)

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 31 条 (条文の記載省略)

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 32 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役を選任)

第 33 条 当会社の監査役を選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役任期)

第 34 条 監査役任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の残存期間とする。

(監査役会の招集)

第 35 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第 39 条 監査役会の運営に関する規定は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第 41 条 当社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u>  <u>2 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u>  <u>第 33 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u>  <u>第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>

(新設)

第6章 会計監査人  
第42条及び第43条 (条文の記載省略)

第7章 計算  
第44条から第47条 (条文の記載省略)

(新設)

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会の運営に関する規定は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人  
第38条及び第39条 (現行のとおり)

第7章 計算  
第40条から第43条 (現行のとおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)  
当社は、会社法第426条第1項の規定により、2020年12月開催の第8回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める限度で免除することができる。

以上